

序文：「秘かに侵入する外来生物：その実態とインパクト」 発刊にあたり

五箇 公一

(独立行政法人 国立環境研究所 主席研究員)

本来の生息地から異なる地域に人為的に移送される生物を外来生物という。多くの外来生物は新しい地域の環境に馴染めず、移送後まもなく絶滅してしまうが、一部の外来生物は、新天地で勢力を拡大し、在来の生物や生態系に対して悪影響を及ぼすことがある。これを侵略的外来生物と呼ぶ。侵略的外来生物は、生物多様性を脅かす要因として世界的にも重要視されており、2010年のCOP10で採択された愛知ターゲットの個別目標9にも、「2020年までに有害な外来種が完全にコントロールされ、これ以上外来種が増えないように対策をとる」と明記されている。

わが国でも2005年に外来生物法が施行され、外来生物による生態影響防止策が国家レベルで進められることとなった。この法律では、在来の生態系、農業環境、および人の健康な生活に悪影響を及ぼす外来生物が「特定外来生物」に指定され、それらの国内への持ち込み、移送、飼育、および野外への放逐が禁止される。これまでに、アライグマやマングース、オオクチバスなど約100種類の外来生物が特定外来生物に指定されている。

この法律の施行によって、リスクの高い外来生物の輸入や飼育は大きく制限を受けることとなり、また野生化した外来生物集団の防除活動も積極的に進められるようになった。一方で、この法律には、ひとつの大きな抜け穴 loop hole があることが施行開始時より議論されてきた。それが「秘かに侵入する外来生物」に対する対策の欠如である。

この法律の基本方針として、特定外来生物は「目視で種の判別が可能な種」に限定されており、ウイルス、細菌、および菌類など微生物は、最初から規制の対象外とされている。また、ダニなどの微小な寄生生物についても法律制定時より議論もされておらず、今後の対応についても不透明なままとなっている。

微少生物のなかでも病原体については、これまでに人や家畜の感染症を予防するための感染症法や家畜伝染病予防法によって規制されてきたが、これらの法律では、ほ乳類・鳥類のみが検疫対象となり、輸入爬虫類、両生類、昆虫類は検疫対象とはならない。また近年、世界中の両生類の存続を脅かしているカエルツボカビのように、野生生物に影響する「野生生物感染症 Wildlife Infectious Disease」に対しても、現行法では対応できない。

こうした目に見えない外来生物はもとより、わが国では、物資や人に随伴して侵入してくる「非意図的外来生物」に対する対策が大きく遅れていることが生物学的侵入の重大なリスク要因となっている。すでにセアカゴケグモやアルゼンチンアリ、カワヒバリガイなどが国内に侵入し、定着を果たしているが、これらはいずれも、物資の移送に伴って持ち込まれたものと考えられる。これらの随伴型外来生物は、現在も侵入地点が増加しており、国内で着実に分布を拡大し続けている。

国際貿易の自由化に伴い、今後このような「秘かに侵入する外来生物」はますます増大して、わが国の生態系および人間生活に予想外の影響を及ぼすことが懸念される。分類学・生態学・病理学などさまざまな科学的側面からの早急な実態解明とともにリスク対策の確立が求められる。

本特集号では、環境研究総合推進費課題 D0801「非意図的な随伴侵入生物の生態リスク評価と対策に関する研究」で得られた成果を中心に、これまで政策的にも、また社会的にも関心を集めることが少なかった潜在的な随伴型外来生物の侵入実態および生態学的特性を明らかにするとともに、在来生物・生態系および人間生活に対する影響について解説する。

最後に、本特集号のために執筆にあたってくださった皆様方、および編集にご尽力頂いた皆様方に心から感謝申し上げたい。